

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

令和7年3月28日

長崎県知事 大石 賢吾

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

7畜第10号 豚熱生ワクチン（シード） 一式

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

1回目 令和7年4月30日

2回目 令和7年5月30日

3回目 令和7年6月30日

4回目 令和7年7月31日

5回目 令和7年8月29日

6回目 令和7年9月30日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県中央家畜保健衛生所ほか

②条件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

① 前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

② 電送及び郵送による入札は認められないこと。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

(2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年4月1日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

(5) この公告の日から8の入札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から8の入札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町3-1

（名称）長崎県農林部畜産課畜産経営班

（電話）095-895-2954

4 契約条項を示す場所

3の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県農林部畜産課ホームページ（<https://www.pref.nagasaki.jp/section/chikusan/>）において、掲載する。

- 6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限
入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。
(提出場所) 長崎県農林部畜産課畜産経営班
(提出期限) 令和7年4月10日17時00分
- 7 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札の日時及び場所等
(入札場所) 長崎県庁行政棟1階入札室
(入札日時) 令和7年4月11日13時30分開始
入札当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、入札を延期することもあるので、事前に3の部局に確認すること。
- 9 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金
免除する。
 - (2) 契約保証金
契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
 - ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 入札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの(2件以上)を提出する場合
- 10 入札者が代理人である場合の委任状の提出
入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。
適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。
- 11 入札の無効
次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(8)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。
 - (1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
 - (2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
 - (3) 入札者が法令の規定に違反したとき。
 - (4) 入札者が連合して入札をしたとき。
 - (5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
 - (6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。
 - (7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
 - (9) 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。
 - (10) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)
 - (11) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。
 - (12) 入札書の首標金額が訂正されているとき。
 - (13) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。
 - (14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。
- 12 落札者の決定方法
 - (1) 長崎県財務規則(昭和39年長崎県規則第23号)第97条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち入札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

13 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

入札説明書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

7畜第10号 豚熱生ワクチン(シード) 一式

*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書(調達様式第11号)」を、持参、郵送(できるだけ一般書留、簡易書留、特定記録のいずれかの方法で提出ください。)又はFAX等にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書には登録番号を必ず記載すること。

※郵送、FAX等で申請される場合は、提出の事実が確認できるような資料の提供を求められます。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県農林部畜産課畜産経営班

〔提出期限〕令和7年4月10日17時00分(必着)

(3) 物品等の納入期限及び納入場所

〔納入場所〕長崎県中央家畜保健衛生所ほか

〔納入期限〕1回目 令和7年4月30日

2回目 令和7年5月30日

3回目 令和7年6月30日

4回目 令和7年7月31日

5回目 令和7年8月29日

6回目 令和7年9月30日

(4) 入札の日時及び場所等

〔入札場所〕長崎県庁行政棟1階入札室

〔入札日時〕令和7年4月11日13時30分開始

〔その他〕代表者本人が入札を行う場合、又は年間委任状を提出済みの代理人が入札を行う場合は、名刺等(運転免許証、健康保険証等、本人であることが確認できるもの。)の提示が必要になること。

また、年間委任状を提出していない代理人が開札に立ち会う場合は、「委任状(調達様式第9号)」(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。以下同じ。)の提出が必要になること。

なお、悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等、入札者に瑕疵のない特別な理由が発生した場合、開札日時を延期することもあるので、事前に2の部局に確認すること。

(5) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書(調達様式第6号)」を下記提出場所へ令和7年4月7日17時00分までにFAX等にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、令和7年4月9日までに「質問への回答書(調達様式第7号)」によりFAXにて回答します。また、質問のうち全参加者に関する内容は畜産課HPに掲載する。

①仕様書に関する質問提出場所 長崎県農林部畜産課畜産経営班

FAX 095-895-2593 TEL 095-895-2954

②調達手続に関する質問提出場所 同上

(6) 入札書の記載方法

ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金

額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。

ウ 入札金額は訂正することができない。

エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

オ 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。
- ② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が再度の入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。
- ③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(7) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除する。

イ 契約保証金

(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。

(イ) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。

- ・保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき（契約金額の100分の10以上）。
- ・入札書開札日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体、国、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。

なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。

- ①2,000万円以上
- ②2,000万円未満500万円以上
- ③500万円未満

(8) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからクまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない

ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。

エ 入札者が連合して入札したとき。

オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をしたとき。

キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

ケ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

コ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき等、入札者の意思表示が確認できないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）。

サ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

シ 入札書の首標金額が訂正されているとき。

ス 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めたとき。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(9) 落札者の決定

- ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。
- イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。
- ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。
- エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・入札日において、提出があった全ての入札書を対象に開札を行い、落札者を決定する。
- ・第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。また、再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札者は、入札書（3枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

(10) 入札書及び契約書の作成等

- ア 入札書及び契約書の作成、提出及び郵送に要する一切の費用は、入札者の負担とする。
- イ 落札通知を受けた日から起算して5日（県の休日を除く。）以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。
- ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。
- エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(11) 競争入札の参加資格

- ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。
- イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を令和7年4月1日現在で有している者であること。
- エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。
- オ この公告の日から開札日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。
- カ この公告の日から開札日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住所〕〒850-8570 長崎市尾上町3-1

〔名称〕長崎県農林部畜産課畜産経営班

〔電話〕095-895-2954

仕様書

1. 品名及び数量 豚熱生ワクチン（シード） 一式

2. 納入期限	1回目 令和7年4月30日	2回目 令和7年5月30日
	3回目 令和7年6月30日	4回目 令和7年7月31日
	5回目 令和7年8月29日	6回目 令和7年9月30日

3. 要求仕様

品名	数量	要求仕様	選定品
豚熱生ワクチン（シード） 50 ドーズ	2,991 本	①成分：モルモット腎細胞培養弱毒豚熱ウイルス GPE-株（シード） ②内容量：1本 50ml 程度 ※1本あたり 50 頭分接種できるものであること。 ③国内で製造した豚熱用生ワクチンであること。	①共立製薬（株） スワイバック C（50 頭分） ②松研薬品工業（株） 豚熱生ウイルス乾燥予防液（50 頭分） ③（株）科学飼料研究所 豚熱生ワクチン「科飼研」(50 頭分)
豚熱生ワクチン（シード） 20 ドーズ	2,357 本	①成分：モルモット腎細胞培養弱毒豚熱ウイルス GPE-株（シード） ②内容量：1本 20ml 程度 ※1本あたり 20 頭分接種できるものであること。 ③国内で製造した豚熱用生ワクチンであること。	①共立製薬（株） スワイバック C（20 頭分） ②（株）科学飼料研究所 豚熱生ワクチン「科飼研」(20 頭分) ③日生研（株） 豚コレラ生ワクチン（20 頭分）
納入場所 （詳細は別紙による）		長崎県中央家畜保健衛生所、長崎県南家畜保健衛生所、長崎県北家畜保健衛生所及び長崎県五島家畜保健衛生所	
付帯工事の有無		なし	
納入条件		<ul style="list-style-type: none"> ● 納入物品は未開封品であること。 ● 物品の納入に関しては、各家畜保健衛生所の担当者と事前調整を十分行うこと。 ● 納入後不要となる梱包材等は、納入業者において適切な方法で処分すること。 	
その他		<ul style="list-style-type: none"> ● 上記に関する費用はすべて入札額へ含めること。 	

〔留意事項〕 選定品を納品すること。なお、それぞれの納入期限及び納入場所において、選定品の混在は容認する。

(別紙) 納入期限・納入場所一覧

番号	納入場所	住所	電話番号	納入期限・数量							数量計
				規格	1回目 (4/30)	2回目 (5/30)	3回目 (6/30)	4回目 (7/31)	5回目 (8/29)	6回目 (9/30)	
1	長崎県中央家畜 保健衛生所	長崎県諫早市貝津 町3118	0957-25- 1331	50トーンズ	330	260	250	260	260	250	1,610
				20トーンズ	170	150	140	150	150	140	900
2	長崎県県南家畜 保健衛生所	長崎県島原市有明 町大三東戊908-1	0957-68- 1177	50トーンズ	0	180	180	180	180	180	900
				20トーンズ	100	209	201	201	202	202	1,115
3	長崎県県北家畜 保健衛生所	長崎県佐世保市竹 辺町92	0956-48- 3831	50トーンズ	13	13	13	13	13	13	78
				20トーンズ	0	0	0	0	0	0	0
4	長崎県五島家畜 保健衛生所	長崎県五島市吉久 木町725-3	0959-72- 3379	50トーンズ	66	68	68	67	67	67	403
				20トーンズ	57	57	57	57	57	57	342
数量合計				50トーンズ	409	521	511	520	520	510	2,991
				20トーンズ	327	416	398	408	409	399	2,357

※納入本数及びスケジュールは変更になる可能性があります。